



総務省

民間資金等活用事業推進委員会 計画部会 説明資料

平成28年3月31日

総務省

PPP/PFIの導入促進

- **厳しい財政制約の中で公共施設の老朽化が進む現状を踏まえると、PPP/PFIによる民間の資金やノウハウの活用は重要。**

1 地方公共団体への周知

- ・ 地方公共団体に対し、PFI事業の円滑な実施の促進のため、公共施設等運営権制度と指定管理者制度との適用関係、公共施設等運営権設定後の公営企業の取扱等についての通知を発出(平成26年6月30日)。
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2015」等を踏まえ、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について(平成27年8月28日付総務大臣通知)」を発出するとともに、優良事例の横展開など、公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP/PFI手法の導入等を促進。
- ・ また、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定)を踏まえ、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」について(平成27年12月17日付け府政経シ886号、総行地第154号内閣府政策統括官(経済社会システム担当)、総務省大臣官房地域力創造審議官通知)を発出し、優先的検討規程の策定を要請。

2 公共施設等総合管理計画の策定

- ・ 公共施設等の更新などに際してPPP/PFIは有効な手段であることから、公共施設等総合管理計画の策定にあたってPPP/PFIを積極的に活用するよう検討することが重要。
- ・ 公共施設等総合管理計画については、各地方公共団体に対して、平成26年度から28年度までの3年間での策定を要請(平成26年4月22日付総務大臣通知)するとともに、計画策定にあたっての指針を発出。当指針では、計画の策定にあたってPPP/PFIの積極的な活用を検討するよう明記。
- ・ また、説明会等の実施や特別交付税措置等により地方公共団体における公共施設等総合管理計画の策定を促進しており、説明会等において計画の策定にあたってPPP/PFIの積極的な活用を検討するよう言及。

PPP/PFIの導入促進

3 地方公会計・公営企業会計の整備

- ・ PPP/PFIの導入促進のためには、地方公共団体が保有するストック情報を民間事業者に対して開示することが重要。
- ・ 総務省では、各地方公共団体に対して、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で、公表を前提とした固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備するよう要請（平成27年1月23日付総務大臣通知）。あわせて、マニュアルの作成や説明会等の実施、標準的なソフトウェアの無償提供、特別交付税措置等によりその整備を促進。
- ・ 公営企業の経営、資産等を正確に把握するため、平成27年度から31年度までの5年間で「集中取組期間」とし、下水道・簡易水道事業を重点事業と位置付け、公営企業会計の適用に取り組むことを要請（平成27年1月27日付総務大臣通知等）。各団体の取組を促進するため、マニュアルや先行事例集等を作成・公表し、27年度からは地方財政措置を拡充。また、平成27年10月時点における全都道府県・市町村の個々の取組状況を総務省HPにおいて公表（平成28年2月）し、今後、毎年度調査を実施予定。引き続き、アドバイザー派遣や、研修会の開催等により支援を実施。
- ・ これらの取組によって、民間事業者に対して十分な情報開示を行い、PPP/PFI事業への参入を促進。

4 地方財政措置

- ・ 地方公共団体がPPP/PFIを導入しても、地方財政上不利にならないよう財政措置を講じる（イコールフットイングを図る）ことが基本。
- ・ 平成27年度から、地方公共団体が国庫補助を受けて実施するコンセッション方式の導入に向けた調査等の準備事業に係る地方負担について、特別交付税措置を講じる。
- ・ 「全国都道府県財政課長市町村担当課長合同会議（平成27年4月24日）」や「地方行政サービス改革の推進に関する地方財政措置について（平成27年8月28日付総務省自治財政局財政課事務連絡）」において周知。

5 PPP/PFIに係る調査研究

- ・ 地方公共団体においてPFI事業を遂行する際に、実務上課題となることについて、解決策を探るとともに、新たな取組みの優良事例を調査研究し、地方公共団体に周知する。